

町田市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年(2023年)6月5日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市手数料条例の一部を改正する条例

町田市手数料条例（平成12年1月町田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	金額	名称	金額
略	略	略	略
<u>42の2 建築基準法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例認定申請手数料</u>	<u>1件につき 28,000円</u>		
略	略	略	略
<u>45の2 建築基準法第55条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する特例許可申請手数料</u>	<u>1件につき 160,000円</u>		
46 建築基準法第55条第4項各号の規定に基づく建築物の高さに関する許可申請手数料	1件につき 160,000円	46 建築基準法第55条第3項各号の規定に基づく建築物の高さの許可申請手数料	1件につき 160,000円
略	略	略	略
<u>47の2 建築基準法第58条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例許可申請手数料</u>	<u>1件につき 160,000円</u>		
略	略	略	略

54の3 建築基準法第86条第3項の規定に基づく一団地内において建築等をする1又は2以上の構えを成す建築物の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の各部分の高さ又は容積率に関する特例許可申請手数料	1件につき 建築物の数が1又は2である場合にあつては238,000円、建築物の数が3以上である場合にあつては238,000円に2を超える建築物の数に29,000円を乗じて得た額を加算した額
略	略
54の5 建築基準法第86条の2第2項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等に関する許可申請手数料	1件につき 建築物（ <u>新築又は増築等をするものに限る。</u> 以下この項において同じ。）の数が1である場合にあつては238,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては238,000円に1を超える建築物の数に29,000円を乗じて得た額を加算した額
54の6 建築基準法第86条の2第3項の規定に基づく一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は一敷地内許可建築物の増築等に関する許可申請手数料	1件につき 建築物（ <u>新築又は増築等をするものに限る。</u> 以下この項において同じ。）の数が1である場合にあつては238,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては238,000円に

54の3 建築基準法第86条第3項の規定に基づく一団地内に <u>建築される</u> 1又は2以上の構えを成す建築物の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の各部分の高さ又は容積率に関する特例許可申請手数料	1件につき 建築物の数が1又は2である場合にあつては238,000円、建築物の数が3以上である場合にあつては238,000円に2を超える建築物の数に29,000円を乗じて得た額を加算した額
略	略
54の5 建築基準法第86条の2第2項又は第3項の規定に基づく一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物以外の建築物の <u>建築に関する特例許可申請手数料</u>	1件につき 建築物（ <u>一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物を除く。</u> 以下この項において同じ。）の数が1である場合にあつては238,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては238,000円に1を超える建築物の数に29,000円を乗じて得た額を加算した額

	<u>1を超える建築物の 数に29,000円 を乗じて得た額を加 算した額</u>		
略	略	略	略
62 建築基準法第 86条第1項の規 定に基づく一団地 内において <u>建築等 をする</u> 1又は2以 上の構えを成す建 築物に関する特例 認定申請手数料	1件につき 建築物 の数が1又は2であ る場合にあつては8 2,000円、建築 物の数が3以上であ る場合にあつては8 2,000円に2を 超える建築物の数に 29,000円を乗 じて得た額を加算し た額	62 建築基準法第 86条第1項の規 定に基づく一団地 内に <u>建築される</u> 1 又は2以上の構え を成す <u>建築物の特 例認定申請手数料</u>	1件につき 建築物 の数が1又は2であ る場合にあつては8 2,000円、建築 物の数が3以上であ る場合にあつては8 2,000円に2を 超える建築物の数に 29,000円を乗 じて得た額を加算し た額
略	略	略	略
64 建築基準法第 86条の2第1項 の規定に基づく一 敷地内認定建築物 以外の建築物の新 築又は一敷地内認 定建築物の増築等 に関する認定申請 手数料	1件につき 建築物 (<u>新築又は増築等に 係るものに限る</u> 。以 下この項において同 じ。)の数が1であ る場合にあつては8 2,000円、建築 物の数が2以上であ る場合にあつては8 2,000円に1を 超える建築物の数に 29,000円を乗 じて得た額を加算し た額	64 建築基準法第 86条の2第1項 の規定に基づく一 敷地内認定建築物 以外の建築物の建 築認定申請手数料	1件につき 建築物 (<u>一敷地内認定建築 物を除く</u> 。以下この 項において同じ。)の 数が1である場合 にあつては82,0 00円、建築物の数 が2以上である場合 にあつては82,0 00円に1を超える 建築物の数に29, 000円を乗じて得 た額を加算した額
略	略	略	略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の町田市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に受理する申請について適用し、同日前に受理した申請については、なお従前の例による。